

# 埼玉県的主要青少年健全育成施策



埼玉県 県民生活部 青少年課

# 青少年健全育成施策の体系

## 埼玉県青少年健全育成条例

### 《目的》

「青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為を防止し、もつて青少年の健全育成を図ることを目的とする」(第1条)

### 《対象》

18歳未満

### 《計画》

「県は、青少年の健全な育成に関する総合的な計画を策定」(第4条)

## 子ども・若者育成支援推進法

### 《目的》

「社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにする」(第1条)

### 《対象》

概ね30歳未満、施策によっては30歳代も対象

### 《計画》

「都道府県は、子ども・若者育成支援についての計画を作成」(第8条)

## 埼玉県青少年健全育成・支援プラン

《基本理念》 次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、自立・活躍できる社会をつくる

### 《基本目標と施策の方向性》

基本目標	施策の方向性
明日の埼玉を担う青少年の育成と自立支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな人間性や社会性を育むための支援</li> <li>・社会参加及び自立への支援</li> </ul>
困難を有する青少年への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・困難な状況に応じた支援</li> <li>・青少年の非行対策</li> </ul>
青少年の健やかな成長を支える環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年を育む家庭・学校・地域の環境整備</li> <li>・青少年を取り巻く社会環境の整備</li> </ul>

《計画期間》 平成30年度～平成34年度

## 1 体験活動の現状

子供の頃に地域活動や自然体験を多く経験した人の方が、大人になってから、職業意識や意欲・関心が高い。  
【図1】

以前は、田舎の子供は自然体験が多く、都会の子供は少なかった。  
しかし、現在は、田舎と都会で自然体験の差はない。【図2】

現在、世帯年収が高い家庭にいる子供は世帯年収が低い家庭の子供よりも多くの体験活動をする傾向がある。

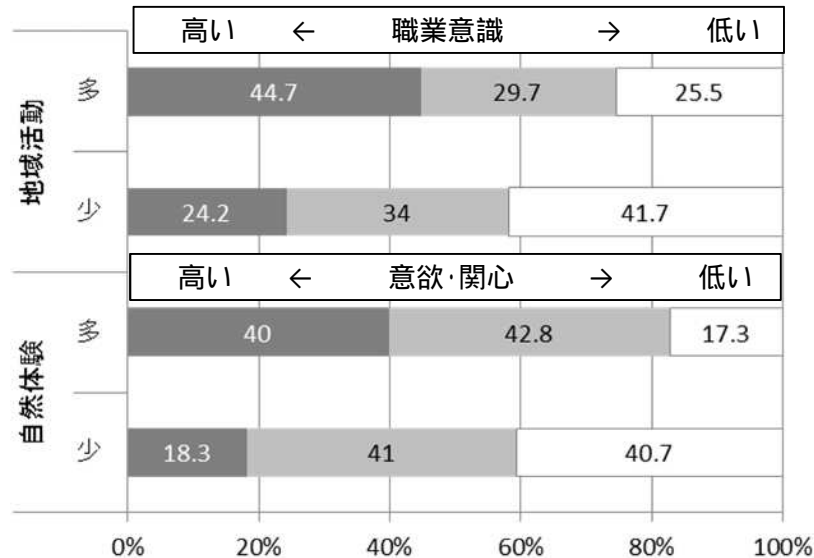
そして、多くの体験活動をするほど、将来の年収が高くなる可能性があると考えられている。

\* 慶応大学駒村教授らによる研究

「学力・経済力向上における非認知能力の重要性～少年期の体験・活動が将来の及ぼしうる影響～」(H28)

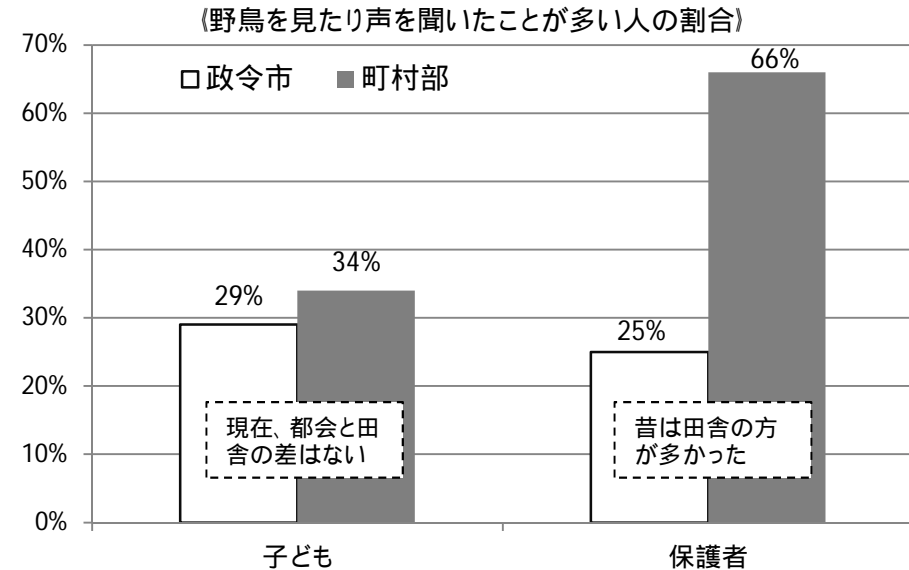
【図1】子供の頃の体験と大人になってからの意欲・関心等の関係

\* (独)国立青少年教育振興機構による調査



【図2】田舎と都会の自然体験の差

\* (独)国立青少年教育振興機構による調査



## 1 - 2 多様な体験活動の推進

### 小学生を対象とした職業体験

埼玉県ゆかりのプロフェッショナルな企業、大学、団体と連携し、子供たちの夢の発見と実現を支援する職業体験を実施(小学校4～6年生対象)

《平成30年度 実績》 33教室、1,564人参加

子供たちの声：「(パティシエになるために)たくさん努力したことが分かり、自分も夢に向かって努力しようと思った。」  
保護者の声：「チームワークの大切さなど、人生において大切な話を聞けてありがたい」



和菓子職人



美容師



建築デザイナー

《平成31年度 実施計画》 ・企業等に体験実施を働きかけ、参加定員を5,000人に拡大  
・低所得世帯向けの学習教室や児童養護施設と連携し、低所得世帯などの子供たちの参加を促進

### 青少年相談員

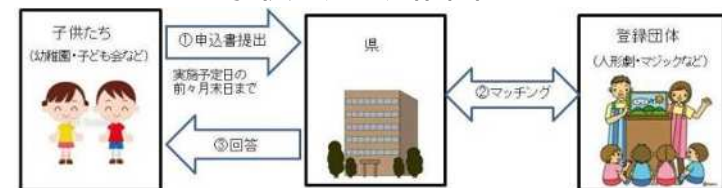
18歳～36歳の若者が地域の「お兄さん」「お姉さん」として、子供たちと触れ合い、相談相手となって健やかな成長を助けている。

・青少年相談員 700人



### 子ども支援ネットワーク

読みきかせや人形劇など、子供向けの活動をしているボランティアと子供会や幼稚園などをマッチング



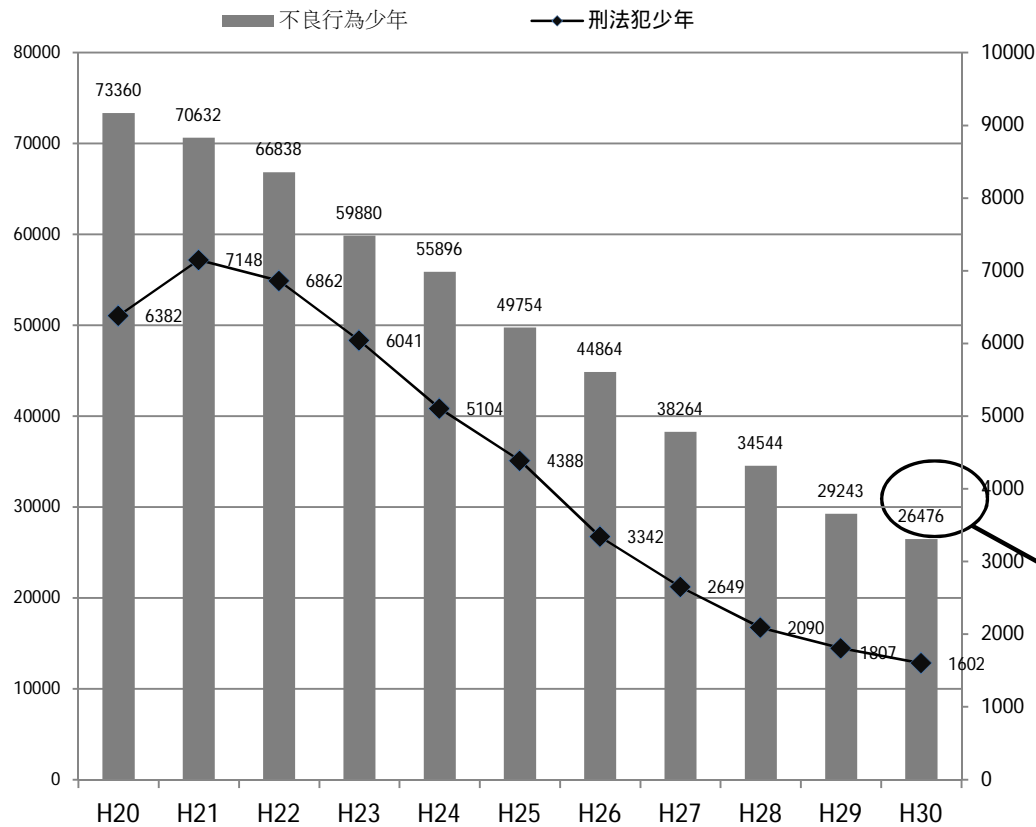
### 課題

低所得世帯など、体験の機会を必要とする子供たちの参加をどのように促していくか

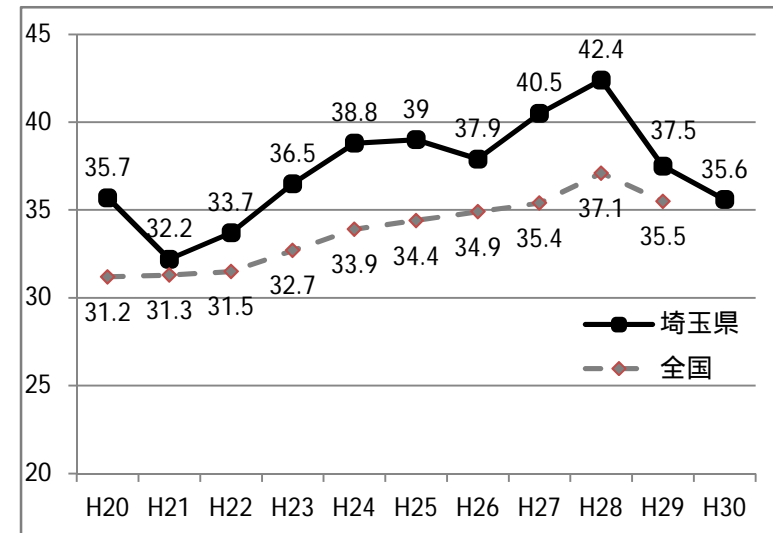
## 2 非行の状況

非行少年は昭和58年にピークを迎え、その後は減少傾向にある。  
 平成30年中の不良行為少年は26,476人、刑法犯少年は1,602人と戦後最少である。  
 不良行為の内、「夜間徘徊」は15,421人と半数以上を占める。  
 埼玉県の再犯率は35.6%であり、全国に比べ高い傾向にある。

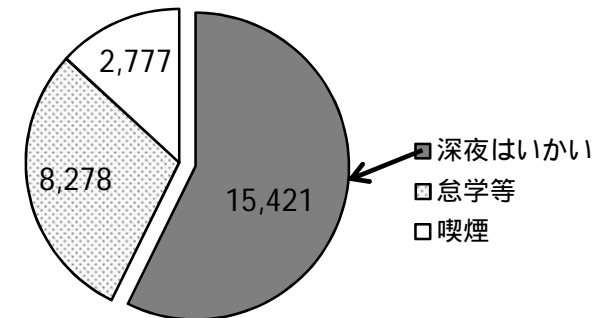
【不良行為少年・刑法犯少年の推移】



【再犯率の推移(%)】



【不良行為の内訳】



## 2 - 2 非行対策(非行防止)

### 非行防止キャンペーン

- ・関係機関、関係団体と連携し、大宮駅などでキャンペーンを実施  
「青少年の非行・被害防止特別強調月間」(毎年7月)  
「いじめ撲滅・青少年健全育成強調月間」(毎年11月)
- ・関係団体の協賛を得て、非行防止リーフレットを44万部作成し、県内全ての中高生に配布



### 非行防止パトロール

- ・各市町村において青少年育成関係者や地域住民らによる非行防止パトロールを展開

実施市町村	内、夜間実施	活動回数	参加者人数
63市町村	57市町	138,618回	670,472人

H29年度実績

### 街の応援団

- ・県や市町とその住民、警察などの関係者が連携し、青少年「街の応援団」を結成し、少年たちへの積極的な声かけを行う非行防止夜間パトロールを実施
- ・県は、応援団のスキルアップを図るために各種研修会を開催するとともに、警察との調整や広報、パトロールに必要なベストや懐中電灯などの購入、ボランティア保険の加入などを行い支援

〈平成30年度 実施市町〉

川越市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、鴻巣市、戸田市、桶川市、北本市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、伊奈町、三芳町、滑川町、川島町、長瀨町、美里町(22市町)



NPO日本ガーディアンエンジェルズによる研修



夜間パトロール

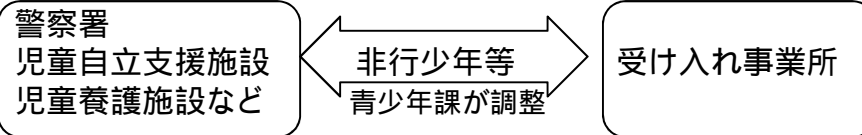
## 2 - 3 非行対策(立ち直り支援)

### セカンドチャンスの場づくり事業

非行少年や人間関係などでつまづいた少年を対象に、自己肯定感や社会的基礎力を養い、立ち直りの一歩とするための機会を提供

【平成30年度実績】

- ・参加少年 述べ841人
- ・受け入れ事業所 70企業・団体



#### 【社会体験】

農家や民間団体等の協力をいただき、農作業やスポーツ活動、清掃作業等のボランティア活動などの社会体験を実施。

#### 【就労体験】

業界団体や経済団体等に協力をいただき、建築業や飲食業等などの就労体験を実施。

#### 【学び直し】

資格取得、復学や進学等に向けた基礎学力の習得を目指した学び直し支援を実施。



### 非行立ち直り交流会

子供の非行の問題を抱える保護者が同じ体験や悩みを共有し、不安や悩みを解消する交流会や専門家による講演会を開催

- ・平成30年度 3回開催 (8月、10月、1月)
- ・参加者 保護者、教育・福祉関係者、保護司等 述べ 150人
- \* NPO非行克服センターに委託して実施

平成30年度 第1回 埼玉県青少年立ち直り体験交流会

## 立ち直りと自立を考える

日時 平成30年 8月 4日(土)  
13:00 ~ 16:30 (開場 12:30)

場所 越谷市中央市民会館 第16・17・18会議室

埼玉県越谷市越谷四丁目1番1号 電話048-966-6622  
東武スカイツリーライン(越谷駅)下車、市役所通りを徒歩7分、元荒川に差し掛かったところの右側。

**第1部【講演】**

くろさね かずき  
**黒沢一樹さん**  
負の連鎖をたちきる -「だからこそ」の今

NPO法人若者就職支援協会理事長。  
6人兄弟の長男として生まれたが、実の父は知らず、継父からの虐待、貧困、いじめを体験。中学卒業後就職、50回を超える転職。現在はこうした経験を生かし、キャリアコンサルタントとして、さまざまな悩みを抱えた若者の就労支援活動を行っている。その歩みから伝えるメッセージ。

すどう みちお  
**須藤三千雄さん**  
課題を抱えた子どもたちの自立のために

前児童心理治療施設荒山学園園長。  
児童自立支援施設長、児童相談所長など、社会的課題の現場で41年間を生活。さまざまな課題を抱えた子どもたちには何が必要か。どのように、自立への長い関りを大人が持続させていくか、経験をもとに語る。

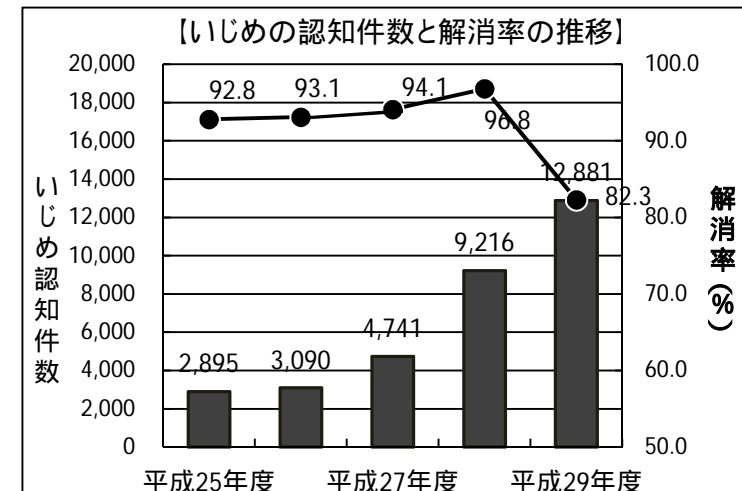
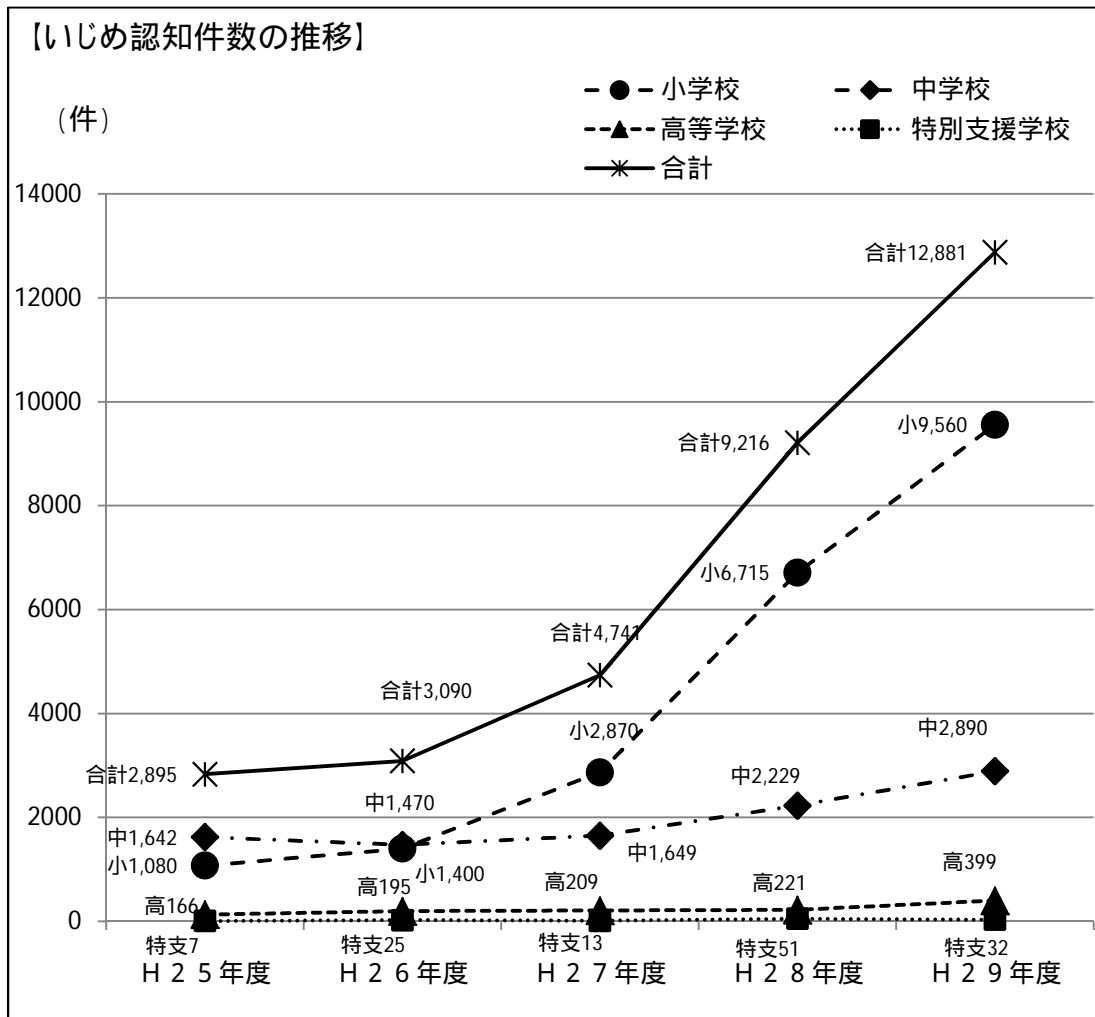
**第2部【交流会】** 参加者の感想や思いを語り合しましょう。

◆参加費 無料 ・会場に直接おいでください。定員100名。先着順に受付。  
・対象：青少年の立ち直り支援に関心のある方、我が子のごで悩んでいる方、等

課題 非行からの立ち直りを継続的にどのように支えていくか

### 3 いじめの状況

いじめの認知件数は毎年増加し、平成29年度はいじめ認知件数は12,881件と過去最高となっている。特に小学生のいじめ認知件数が増加しているが、各学校において、いじめの認知が進んだためと考えられる。いじめの解消率は、90%以上と高い水準で推移していたが、平成29年度は82%に低下している。



#### 【いじめ重大事態の発生の推移】

\* 重大事態

- ・いじめにより児童等の生命、心身、財産に重大な被害
- ・いじめにより30日以上長期欠席 など

25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1件	5件	4件	15件	26件



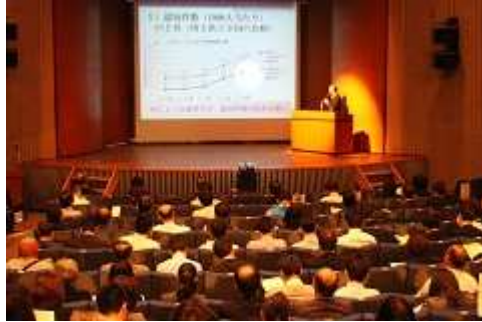
## いじめ撲滅キャンペーン

・平成30年11月1日、「いじめ撲滅・青少年健全育成強調月間」にあわせて、浦和駅でキャンペーンを実施。



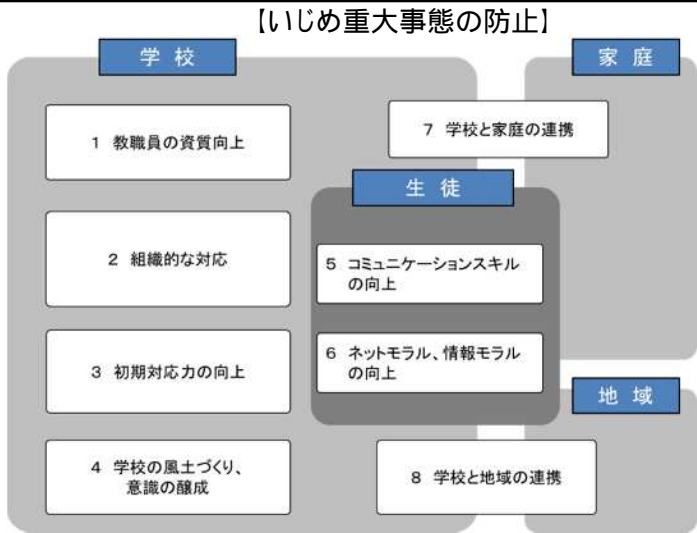
## いじめ問題を考えるシンポジウム

・平成30年11月16日、市民会館おおみやで開催  
 ・教員、行政、福祉関係者など101名が参加  
 ・基調講演、実践発表、パネルディスカッションを通して、いじめ防止に求められることや行政・学校・家庭・地域が協働することの重要性などについて考えた。



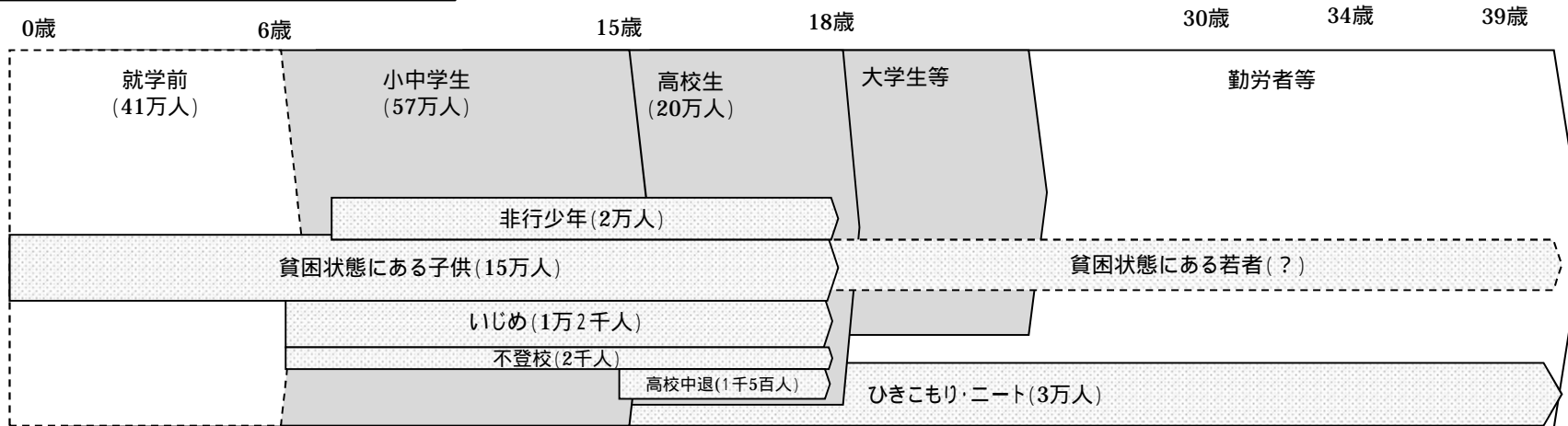
## いじめ問題対策会議

- ・県では、「いじめ問題対策会議」を設置し、知事部局、教育局、警察本部が一体となって取組を進めている。
- ・平成30年12月25日、いじめの現状をどう捉えるか、また、いじめ対策の方向性について検討した。
- ・特に、いじめ重大事態の防止に必要なことを右図のように整理し、いじめの早期発見など、再発防止に向けた取組について各学校に周知した。

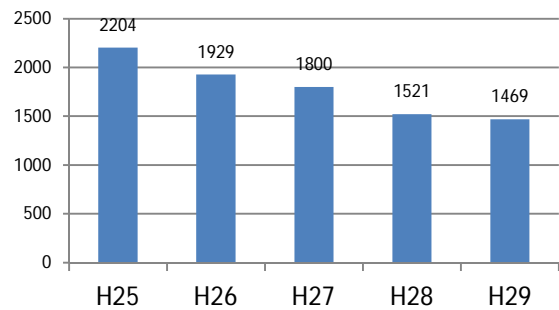


# 4 困難さを抱える若者の現状

困難を有する青少年への支援



## 高校中退者

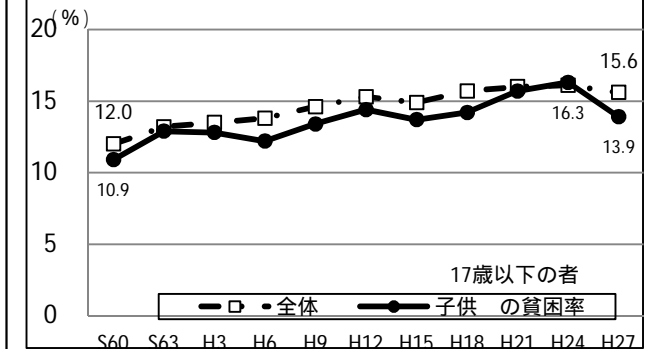


## ひきこもり

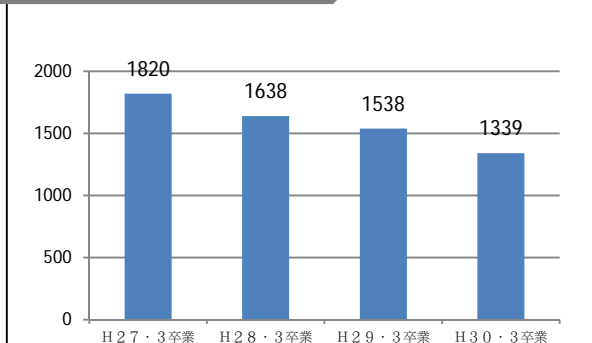
15歳～39歳のひきこもりの若者(推計)

	国	県
家から出ない (狭義のひきこもり)	17.6万	0.9万
普段は家だが、コンビニ や趣味では外出する (広義のひきこもり)	36.5万	1.8万
計	54.1万	2.7万

## 相対的貧困率



## 高卒時進路不安定者

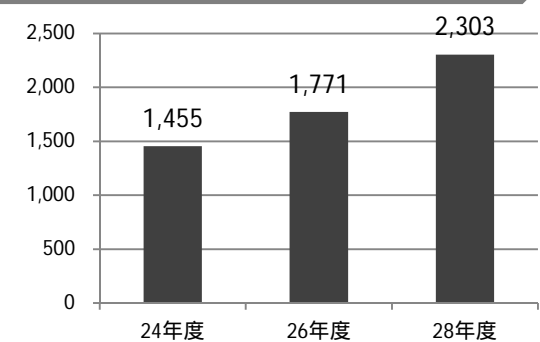


## ニート

15歳～34歳のニート(推計)

	国	県
15歳～19歳	9万	0.5万
20歳～24歳	14万	0.7万
25歳～29歳	16万	0.8万
30歳～34再	18万	0.9万
計	57万	2.9万

## 日本語指導が必要な児童生徒数



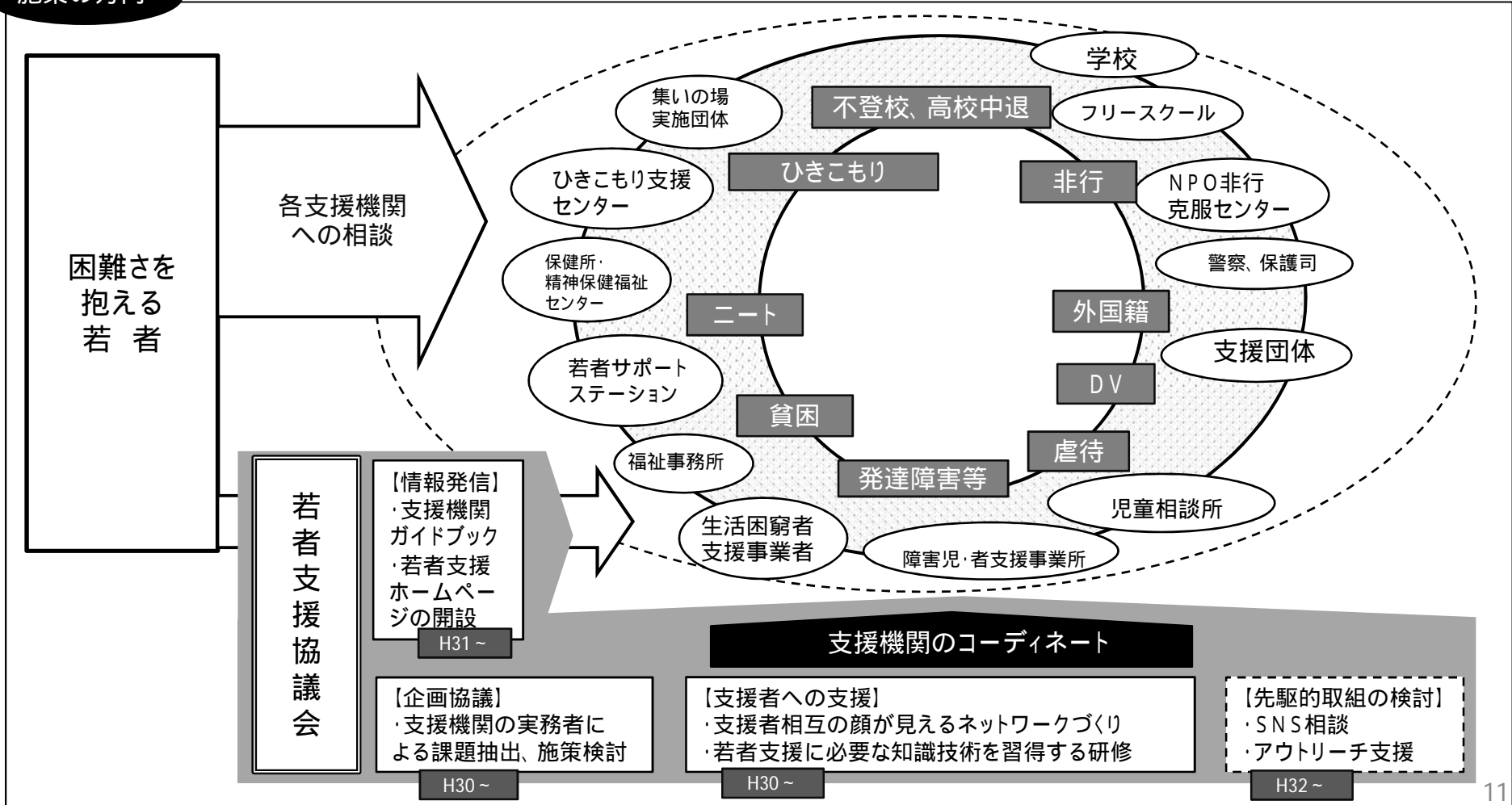
## 4 - 2 困難さを抱える若者への支援体制

困難を有する青少年への支援

### 現状・課題

ひきこもり、不登校、高校中退、貧困、虐待、発達障害などの問題は相互に関係している。しかし、学校卒業や施設退所などの年齢階層による支援の切れ目や非行と貧困などの支援分野による支援の切れ目が生じている。また、支援機関につながっている若者は一部に過ぎないと推定されている。各支援機関のネットワークを強化し、バックアップするとともに、支援につがっていない若者へのアプローチが必要である。

### 施策の方向



## 5 青少年育成県民運動

昭和41年に結成された「青少年育成埼玉県民会議」が推進母体となり、県、市町村、市町村民会議、青少年団体、青少年育成団体などの関係者が一体となって、青少年健全育成のための運動を展開

### 青年の主張大会

・子供たちが、将来の夢や日頃の生活の中で感じたことなどを発表

・平成30年度応募状況

小学生	中学生	高校生	計
20,156	20,479	4,888	45,523

・小学生、中学生、高校生の各部門5名(計15人)が、8月の青年の主張大会で発表し、表彰



### 家庭の日ポスターコンクール

・家族みんなが温かくふれあう日として毎月第3日曜日を「家庭の日」としている。

・「家庭の日」の普及の一環として、家族のふれあいをテーマにしたポスターを募集

・平成30年度応募状況

小学生	中学生	計
5,217	1,312	6,529



### 普及啓発活動

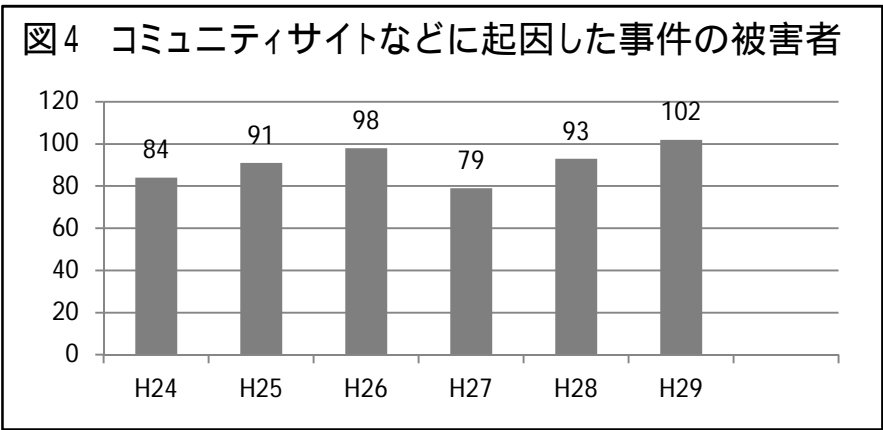
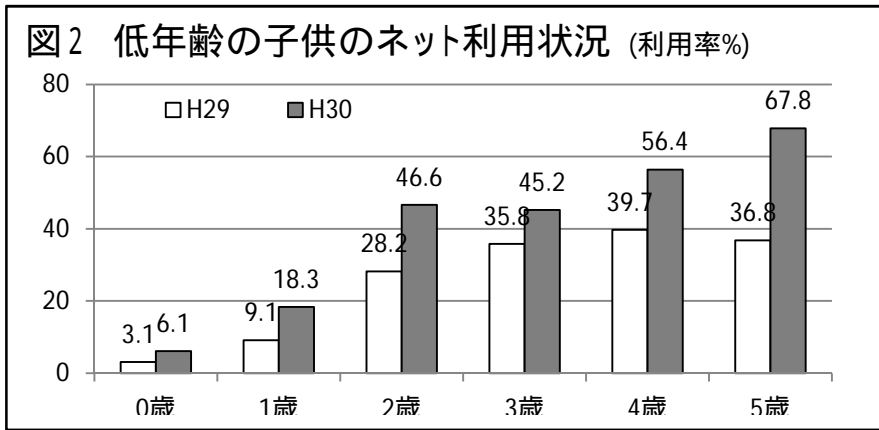
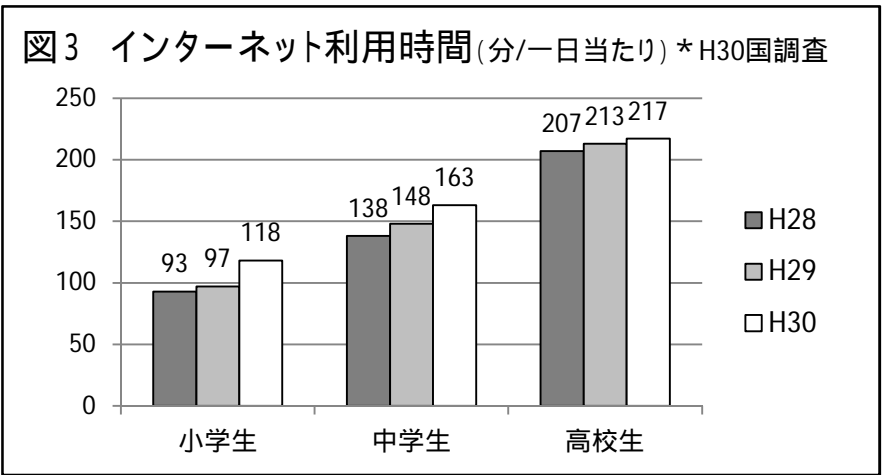
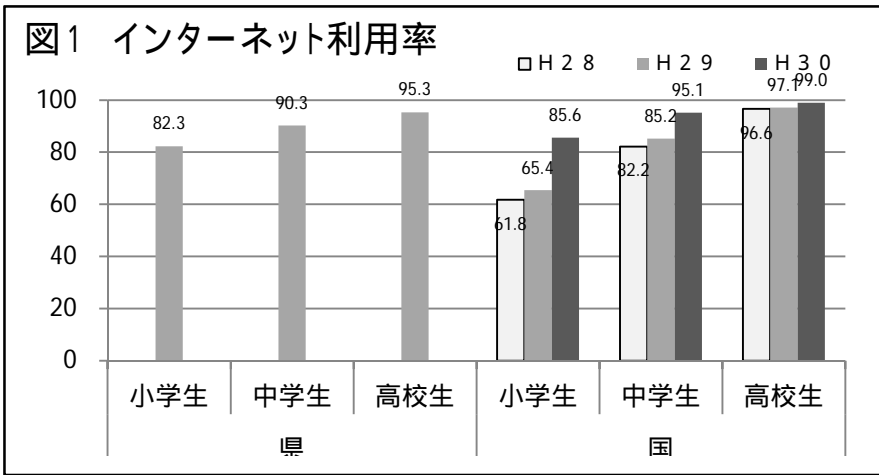
地域における声かけ、あいさつ運動、街頭パトロール

健全育成キャンペーン

リーフレット作成、配布

6 インターネット環境

子供たちのインターネット利用率は増加している。【図1】  
 インターネット利用の低年齢化が進んでいる。【図2】  
 子供たちのインターネット利用時間も増加している。【図3】  
 世界保健機関(WHO)は、2018年、国際疾病分類(ICD)の改定で生活に支障をきたすほどオンラインゲーム等に没頭する依存状態を「ゲーム障害」として精神疾患に位置づけた。日本でも厚生労働省の調査によって中高生約93万人にネット依存の疑いがあるとされた。  
 コミュニティサイトに起因する犯罪被害が増加傾向にある。【図4】



## 6 - 2 インターネット環境対策

### 子ども安全見守り講座

#### 概要

・インターネットの適切な利用を推進するため、小中学校などにネットアドバイザーを派遣して講座を開催し、保護者や子供たちに啓発活動を実施。

#### ネットアドバイザー

・インターネットやスマートフォン、家庭教育などについて精通している方を対象に、県が研修を行い、ネットアドバイザーとして認定。  
・約100人。

#### 講座の内容

・インターネットの利用実態、危険性  
・インターネットの適切な利用方法  
・家庭での見守りとルールづくり など

#### 平成30年度実績

### 事業者への指導

携帯電話販売店への立ち入り調査により、以下の事項を確認  
・インターネットの契約時におけるフィルタリングの説明  
・書面により解除の申出があった場合のみ、フィルタリングを解除  
・提出された書面の保存

#### 平成30年度実績

携帯電話販売店 559店中 29店に立ち入り調査  
内、指導店舗 2店

埼玉県ネットアドバイザーによる

## 子供安全見守り講座を御利用ください

～ スマートフォンなどインターネット利用に伴う諸問題や保護者の役割についての啓発をサポート～

子供たちのインターネット利用の普及に伴い、個人情報の流出やネットいじめ、生活習慣の乱れなど、様々な問題が生じています。

埼玉県では、子供たちがインターネットを適正に利用できる力を身につけるとともに、保護者が子供のインターネット利用を見守り、指導できるようにすることを目的に、ネットアドバイザーを学校等の要請に基づき派遣する「子供安全見守り講座」を開催しています。

インターネットの危険性や保護者の役割について啓発される際は、是非、本講座を御活用ください。

日時

原則、御希望の日時に派遣  
(講師手配等の理由による調整あり)

費用 無料

#### 1 対象

- (1) 県内小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童生徒とその保護者
- (2) 幼稚園や認定こども園、保育園等の園児とその保護者
- (3) 青少年健全育成団体、その他 (個別にお問い合わせください)

#### 2 講座時間 (目安)

大人のみ講座の場合 45～90分程度、親子講座の場合 60～90分程度 (応相談)

#### 3 小・中学校における親子講座

児童・生徒のみの講座は実施しておりません。可能な限り保護者が同席してください。  
(流れ) 児童生徒＋保護者向け講座 → 児童生徒が退席し、保護者向け講座

#### 4 成長段階に応じた講座の実施

小学校で講座を実施する場合、全学年一斉の講座はお受けしていません。

#### 5 申込方法 ((1)又は(2)によりお申し込みください。)

- (1) 県ホームページからのお申し込み  
「埼玉県 子供安全見守り講座」で検索、県ホームページ QRコードは右参照
- (2) FAX 等によるお申込み (裏面の申込用紙を提出)

※ (1)又は(2)でお申し込み後、1週間経過しても連絡がない場合は、青少年課までお電話ください。



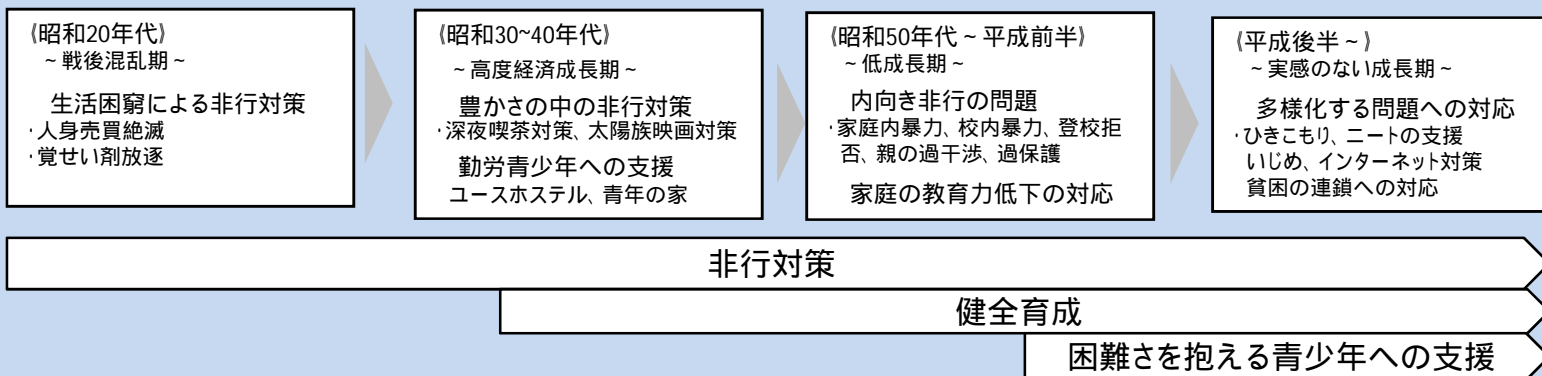
お問い合わせ・お申し込みは

埼玉県生涯学習青少年課健全育成支援担当

Tel: 048(830)5858 Fax: 048(830)4754 Email: a2505-08@pref.saitama.lg.jp

## 7 今後の青少年健全育成施策の課題

### これまで



### 今後のさらなる課題

